

様式第1号(第7条関係)

[表面]

月形町あんしん住宅補助金交付申請書 (リフォーム工事・除却解体工事・住宅用太陽光発電システム設置工事)				
令和6年4月20日				
月形町長 様				
申請者 住所 月形町1219番地 氏名 月形 太郎 (電話 0126-53-2321)				
月形町あんしん住宅補助要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたので次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるため、町税及び使用料の収納状況を町が確認することについて同意します。				
住宅の所在地	月形町 1219番地			
住宅リフォーム補助金又は公共事業の補償等	(有・無)			
住宅の建設年月日	平成元年 1月 1日建設 (築〇〇年)			
敷地の所有	(自己所有・借地) ※土地所有者 氏名 権戸太郎 住所 月形町市北 借地期間 (平成元年 1月 1日～令和10年12月31日)			
住宅の構造・規模	木造 2階建て 延床面積 150 平方メートル			
工事の概要等	リフォーム (ユニットバス設置)			
工事施工者	住所	月形町 〇〇番地		
	氏名	〇〇建設(株)	電話	0126-53-0000
工事予定月日	着手日	令和6年 5月 1日	完了日	令和6年 8月 31日
工事費用	1,100,000 円 (契約額若しくは見積額)			
【添付書類】 【共通書類】	【耐震改修工事】 1 耐震診断結果が確認できる書類 2 耐震改修設計図書 【除却解体工事】 表面の判定基準に該当することがわかる写真 【太陽光発電システム設置工事】 1 太陽光発電システム設置に係る図面 2 太陽光発電システムの品質証明書			
1 申請者の住民票謄本又は工事後に当該住宅に居住する意思を表す確約書 (確約書を提出の方は、完了届に住民票の添付が必要です。) 2 建物に関する登記事項証明書、固定資産税の当該物件の評価証明書等建物所有者を明らかにする書類 3 公租公課の納付証明書 4 同意書 (住宅名義人が複数の場合) 5 請負契約書の写し 6 工事見積書及び工事計画図 (補助対象及び補助対象外が分かるもの) 7 現況の写真 (施工前)				

【日付】
申請書を提出される日を記載してください。

【申請者】
建物の「所有者」となります。所有者の住所、氏名、日中連絡できる電話番号を記載してください。
※固定資産評価証明書等に記載された「所有者」が補助金の交付対象者となります。
※本人確認のできる書類があれば押印は不要です。

【住宅リフォーム補助金又は公共事業の補償等】
あんしん住宅補助以外の補助金等助成制度を活用されていない場合は「無」に○をつけてください。
※工事の一部又は全部に対して他の助成制度を活用される場合は、あんしん住宅補助の補助対象外となります。

【敷地の所有者】
工事を行う住宅の敷地が「借地」の場合は、敷地の所有者の住所、氏名、借用期間を記載してください。
※「借地」の場合、敷地所有者の了承を得た上で工事を発注してください。

【工事の概要等】
リフォームの場合は、「リフォーム (〇〇設置)」等と記載してください。
除却解体の場合は、「〇〇除却解体工事」と記載してください。
太陽光発電システム設置の場合は、「太陽光発電システム設置工事」と記載してください。

【工事費用】
補助対象となる工事費用を記載してください。

【除却解体の場合】
建物を解体する場合は、次の届出書がの提出が必要となります。
◎建築物除却届 (解体作業前に提出)
◎建設リサイクル法の届出 (床面積の合計80㎡以上の建物が対象。解体作業開始7日前までに提出)
【リフォームの場合】
◎アスベスト (石綿) 含有事前調査 (リフォームする場合は、事前にアスベスト (石綿) が建物に含有されているか調査する必要がありますので、施工業者へご確認ください。

※除却解体工事の場合は裏面にも記載が必要です。

※様式第1号（除却解体工事 自己判定結果申出用）

私（申請者）は、除却解体工事を行う建物について、次のとおり判定基準に該当することを申出します。（該当する内容がある場合に「点数」の欄に「評点」の数字を記入し、次のとおり計算してください。）

〔裏面〕

建築物の破損の程度（基礎・外壁部分）		
内容	評点	点数
外壁が傾斜しているもの又は建築物に不同沈下が見られるもの	40点	40点
外壁が傾斜しているもの及び建築物に不同沈下が見られるもの	60点	点
計（最高60点）		40点 (A)
建築物の破損の程度（外壁部分）		
内容	評点	点数
外壁の仕上材料の剥落、破損により下地が露出しているもの	30点	点
次のいずれかに該当するもの 1 外壁の仕上材料の剥落、破損により下地が露出しているものであって、外壁にひび割れがあるもの 2 壁体を貫通する穴が生じているもの	40点	40点
計（最高40点）		40点 (B)
建築物の破損の程度（屋根部分）		
内容	評点	点数
屋根ぶき材料の一部に剥落、ずれが生じているもの又は軒の垂れ下がったもの	30点	30点
屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが生じているものであって、軒の垂れ下がったもの	40点	点
計（最高40点）		30点 (C)
構造一般の程度（基礎部分）		
内容	評点	点数
構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	15点	点
構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	25点	点
計（最高25点）		点 (D)
防火上の構造の程度（外壁部分）		
内容	評点	点数
外壁の一部が裸木造、硬質塩化ビニル波板等の可燃性材料であるもの	15点	点
外壁の壁面数3以上が、裸木造、硬質塩化ビニル波板等の可燃性材料であるもの	25点	点
計（最高25点）		点 (E)
防火上の構造の程度（屋根部分）		
内容	評点	点数
屋根が茅、ワラ等の可燃性材料でふかれているもの	15点	点
計（最高15点）		点 (F)

- ・ 除却解体工事の申請の場合のみ裏面に記載が必要です。
- ・ 該当する内容がある場合に「点数」の欄に「評点」の数字を記入し、次のとおり計算してください。
- ・ 評定項目に該当することがわかる写真を添付してください。
- ・ 補助金の対象とするために故意に破損させた形跡が見られた場合、補助対象外となります。

【評点】
評定区分「建築物の破損の程度」の合計が100点以上に達した場合、その他の区分の判定は不要とします。

【点数の上限】
各項目には最高点数（点数の上限）があります。

計(A)+計(B)+計(C)= ※最高100点 100点	+	計(D)+計(E)+計(F)= 点	=	合計 ※100点以上で申請対象 100点
------------------------------------	---	----------------------	---	----------------------------